

# 社会福祉法人紀の国福樹会

## 役員等報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀の国福樹会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員、各第三者委員、外部委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各第三者委員とは、苦情解決における第三者委員、入所判定委員会における第三者委員の者をいう。
- (4) 外部委員とは、評議員選任・解任委員会における外部委員の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、役員に準じて報酬等を支給する。
- 4 各第三者委員には、開催される各委員会に出席に対し報酬等を支給する。
- 5 外部委員には、開催される評議員選任・解任委員会に出席し、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 100,000 円以内とする。
  - 3 理事に対する報酬は、別表「役員及び評議員等の報酬」に定める額とする。
  - 4 監事に対する報酬は、別表「役員及び評議員等の報酬」に定める額とする。
  - 5 評議員に対する報酬は、別表「役員及び評議員等の報酬」に定める額とする。
  - 6 各第三者委員に対する報酬は、別表「役員及び評議員等の報酬」に定める額とする。
  - 7 外部委員に対する報酬は、別表「役員及び評議員等の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、法人本部を起点として、半径30キロメートルを超える場合1kmにつき20円を支給する。また、高速道路等を利用した場合は領収書をもって申告する。

(報酬等の支給)

- 第6条 役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 役員及び評議員等の報酬（1回あたりの額）

名 称	職 名	報 酬 額
理事会出席報酬等	理事・監事	10,000 円
評議委員会出席報酬等	評議員・監事	10,000 円
監事監査業務	監事	10,000 円
苦情解決委員会出席報酬等	第三者委員	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	監事・外部委員	5,000 円
入所判定委員会出席報酬等	第三者委員	5,000 円
入札立会人	理事・監事・評議員	5,000 円